

昭和三十一年政令第三百四十六号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
内閣は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第二百七号）第十条から第十二条まで及び第二十三条の規定に基き、この政令を制定する。
（市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）
又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する指定法人が定める様式による支払請求書によつてするものとする。

（基金又は指定法人の支払手続）

第二条 基金又は指定法人は、市町村又は水害予防組合が前条の規定により支払の請求をしたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査し、次条の規定により支払額を決定し、口座振替その他の総務省令で定める方法により支払うものとする。
（基金又は指定法人の支払額）

第三条 基金又は指定法人が法第六条第一項の規定により市町村又は水害予防組合に対して支払わなければならない額は、非常勤消防団員、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第三十五条の十項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）、非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」といいう。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十五条第一項（同法第三项（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策

第六十三条第二項において準用する同法に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償（以下これらを「損害補償」と総称する。）に要する経費について非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「基準政令」という。）の規定の例により算定した額とする。この場合において、基準政令第四条第二項又は第三項の規定による療養又は療養費の支給にする経費については、基金又は指定法人が、総務大臣の承認を受けて定める基準に基づき算定するところによるものとする。

2 基金又は指定法人が法第六条第二項の規定により市町村に対して支払わなければならない額は、別表に定める額とする。

第四条 市町村の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、次に掲げる額の合計額（前年度の十月一日においてその区域の全部が水害予防組合の区域の全部又は一部となつていた市町村にあつては、第一号から第三号までに掲げる額の合計額）とする。

一 非常勤消防団員に係る分として、一千九百円に前年度の十月一日現在における市町村の非常勤消防団員の条例で定める定員（以下「条例定員」という。）を乗じて得た額
二 非常勤の水防團長又は水防団員で消防団員ではないものの（以下「非常勤水防団員」といいう。）に係る分として、一千九百円に前年度の十月一日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。

3 市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額は、基金又は指定法人の損害補償（第八条の規定により行なわれる事業を含む。）に係る支払に要する費用の予想額及び予定運用収入に照らし、将来にわたつて、収支の均衡を保つことができるよう少なくとも五年ごとに検討を加えるものとする。（添付書類）

4 市町村又は水害予防組合は、基金又は指定法人に対して掛金を支払う場合においては、基金又は指定法人が定める様式による掛け金支払（掛け金の支払期限等）

三 消防作業従事者、救急業務協力者及び応急措置従事者に係る分として、二円に市町村の人口（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十四条の規定による人口によるものとし、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項に規定する場合に該当する市町村の人口については、同項の規定により都道府県知事の告示したものとし、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項に規定する各年度について、当該年度の四月末日とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に消防団員との間に消防団員等公務災害補償責任契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約（以下「契約」という。）を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、以下同じ。）を乗じて得た額

四 水防従事者に係る分として、一円五十銭に市町村の人口（前年度の十月一日においてそ

の区域の一部が水害予防組合の区域の全部又は一部となつていた市町村にあつては、当該市町村の人口を前年度の十月一日において水害予防組合の区域に属していた当該市町村の地域及び水害予防組合の区域に属していないなかつた当該市町村の地域の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき記録された前年度の十月一日現在における住民の数にあん分して算出した水害予防組合の区域に属していないなかつた当該市町村の地域の人口）を乗じて得た額

2 水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛け金の額は、各年度について、次に掲げる額の合計額とする。

一 非常勤水防団員に係る分として、一千九百円に前年度の十月一日現在における水害予防組合の組合会の議決で定める非常勤水防団員の定員を乗じて得た額

2 水防従事者に係る分として、六円に前年度の十月一日現在における水害予防組合の組合員の数を乗じて得た額

2 水防従事者に係る水害予防組合の組合員の数を乗じて得た額

2 水防従事者に係る分として、六円に前年度の十月一日現在における水害予防組合の組合員の数を乗じて得た額

2 基金又は指定法人との間に新たに契約を締結した市町村又は水害予防組合の当該契約を締結した日の属する年度（当該契約が法第五十一条第五項の規定により同項に規定する契約解除の日より同項の規定により廃置分合の日に締結されたものとみなされた場合、第十二条の翌日に締結された場合又は第十八条第二項の規定により水害予防組合が新たに設置された日（以下「組合設置の日」という。）に締結されたものとみなされた場合にあつては、それぞれ当該契約が締結されたものとみなされた日との属する年度）の掛け金の支払期限は、前項の規定にかかるず、当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、初年度支払期日までに、当該年度の掛け金の額の二分の一に相当する金額の掛け金を、当該基金又は指定法人が定める期日までに、当該年度の掛け金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛け金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

3 法第七条第三項に規定する政令で定める額は、その未納の掛け金の額につき年十四・六パーセントの割合で支払期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した額とする。（契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱い）

3 法第九条第一項に規定する旧契約締結体は、同項に規定する通知を受けたときは、同条第二項に規定する移換金額（次項において「移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、同条第二項に規定する新契約締結団体（次項において「新契約締結団体」という。）に移換しなければならない。

法第九条第三項に規定する消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものは、療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて新契約締結団体が移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に同条第一項に規定する新契約締結市町村等（以下この項において「新契約締結市町村等」という。）が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が基準政令第十三条第三項に規定する支給期月（以下「支給期月」という。）である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について新契約締結市町村等が支給すべきものとする。

準用する場合を含む。)の規定により契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合における当該契約を締結した市町村又は水害予防組合の当該契約解除の日の翌日の属する年度の次の年度の掛金の基金又は指定法人に対する支払期限は、第六条第一項の規定にかかわらず、同項本文に規定する期日又は当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日(以下この項において「次年度支払期日」という。)とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、次年度支払期日までに、当該年度の掛け金の額の二分の一に相当する金額の掛け金を、当該年度の十月末日までに、当該年度の掛け金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛け金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

(法第五十一条第五項に規定する政令で定める期間)

第十一条 法第五十一条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、二月とする。

(市町村の廃置分合があつた場合の措置)

第十二条 市町村の廃置分合があつた場合において、当該廃置分合によつて新たに設置された市町村(以下「新設市町村」という。)は、当該廃置分合の日から起算して一月以内に基金又は指定法人との間に契約を締結するものとする。

前項の規定により締結された契約は、廃置分合の日に締結されたものとみなす。

新設市町村の廃置分合の日の属する年度の掛け金の額は、当該廃置分合の日を前年度の十月一日とみなして第四条第一項及び第三項の規定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該算定した額からそれぞれ当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 廃置分合により消滅した市町村(以下「消滅市町村」という。)の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合、基金又は指定法人との間に契約を締結していた消滅市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額

二 廃置分合の日前に新設市町村の区域の全部又は一部が属していた市町村(消滅市町村を除く。)

除く。以下「存続市町村」という。)の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合存続市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額

第十二条 市町村の廃置分合により消滅市町村の区域の全部又は一部を編入した市町村(以下「承継市町村」という。)が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していない場合において、当該承継市町村にその区域の全部又は一部が編入された消滅市町村(以下「編入消滅市町村」という。)の全部又は一部が基金又は指定法人との間に契約を締結していない場合において、当該承継市町村は、基金を結していなかつたときは、承継市町村は、基金を又は指定法人との間に契約を締結していなかつた当該編入消滅市町村に属していた区域に係る当該廃置分合の日の属する年度の掛金として、支払うべきであつた掛け金の額及び当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた当該編入消滅市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を、当該廃置分合の日から起算して一月以内に、当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人に対して支払わなければならぬ。

第十四条 新設市町村の廃置分合の日の属する年度の次の年度の掛金の基金又は指定法人に対する支払期限は、第六条第一項の規定にかかるわらず、同項本文に規定する期日又は第十一條第一項の規定により基金又は指定法人との間に契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日（以下この項において「次年度支払期日」という。）とする。ただし、新設市町村は、特別な事情がある場合であつて当該新設市町村との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該年度の月末日までに、当該年度の掛け金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛け金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた消滅市町村又は存続市町村（次項及び第四項において「契約締結消滅市町村等」という。）に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「廃置分合関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、新設市町村契約締結団体に移換しなければならない。

前項の規定により廃置分合関係移換金額の移換を受けた新設市町村契約締結団体は、消滅市町村等契約締結団体が契約締結消滅市町村等に対する支払うこととされた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結新設市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該新設市町村契約締結団体が廃置分合関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結新設市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償に要する経費であつて移換日の属する月に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結新設市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結新設市町村が支給すべきものについて、当該契約締結新設市町村に対して、その請求に基づき、当該消滅市町村等契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならぬ。

4 第一項の通知を受けた消滅市町村等契約締結団体は、契約締結新設市町村と新設市町村契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が廃置分合の日の属する年度に締結されたものであるとき（当該消防団員等公務災害補償責任共済契約が、第十一条第二項の規定により当該廃置分合の日に締結されたものとみなされたときを含む。）は、契約締結消滅市町村等の廃置分合の日の属する年度の掛金の額、廃置分合の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めたところにより算定した金額（次項において「移換日」の属する月の翌月以後の期間等を考慮して総務省令で定めたところにより算定した金額）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、新設市町村契約締結団体に移換しなければならない。

5 編入消滅市町村の全部又は一部が廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合に、当該新設市町村契約締結団体に支払わなければならない。

おいて、当該廃置分合の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた承継市町村（以下「承継市町村」という。）は、総務省令で定めたところにより、当該廃置分合があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨を当該編入消滅市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかった基金又は指定法人（以下この項から第八項までにおいて「編入消滅市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締結した基金又は指定法人（次項から第八項までにおいて「承継市町村契約締結団体」という。）と同一の者であるときは、この限りでない。

6 編入消滅市町村契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該編入消滅市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していった編入消滅市町村（次項及び第八項において「契約締結編入消滅市町村」という。）に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「移換日」の属する月の翌月以後の期間等を考慮して総務省令で定めたところにより算定した金額）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、承継市町村契約締結団体に移換しなければならない。

7 前項の規定により廃置分合関係移換金額の移換を受けた承継市町村契約締結団体は、編入消滅市町村契約締結団体が契約締結編入消滅市町村に対して支払うこととされた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結承継市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該承継市町村契約締結団体が廃置分合関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結承継市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結承継市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月に要する経費である場合に、当該新設市町村契約締結団体に支払わなければならない。

8 第十六条 前条第一項、第四項、第五項及び第八項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約について準用する。この場合において、同条第四項中「契約締結消滅市町村等」とあるのは「当該消滅市町村等契約締結団体との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結していった消滅市町村又は存続市町村」と、同条第八項中「契約締結編入消滅市町村」とあるのは「当該編入消滅市町村等契約締結団体との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結していった消滅市町村又は存続市町村」と読み替えるものとする。

第九条 市町村の境界変更があつた場合の措置

第十七条 市町村の境界変更があつた場合における関係市町村の境界変更の日の属する年度の掛金の額及び支払期限、関係市町村の境界変更の日の属する年度の次の年度の掛金の額、関係市町村に対する基金又は指定法人の支払並びに基金と指定法人との間又は指定法人相互間における支払について、第十二条、第十三条、第十四条第二項、第十五条第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

（水害予防組合の設置、廃止又は区域の変更があつた場合の措置）

9 第十八条 水害予防組合が新たに設置された場合に設置された場合を除く。以下同じ。）において、新たに設置された水害予防組合（以下「新設水害予防組合」という。）は、組合設置の日から起算して一月以内に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

前項の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約は、組合設置の日に締結されたものとみなす。

第十条 新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛金の額は、当該組合設置の日を前年度の十月一日とみなして第四条第二項の規定の例により算定した額とす。

11 その区域の全部又は一部が新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村であつて当該新設水害予防組合の区域となる地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

12 その区域の全部又は一部が新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村であつて当該新設水害予防組合の区域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

13 新設水害予防組合の組合設置の日を前年度の十月一日とみなして第四条第二項の規定の例により算定した額とす。

14 第十四条第一項の規定は、新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合設置の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定により算定した額とする。

15 第十四条第一項の規定は、新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛け金又は指定法人に対する支払期限について、当該市町村の当該組合設置の日の属する年度の掛け金又は指定法人との間に新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛け金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合設置の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定により算定した額とする。

16 第十五条第六項及び第七項並びに同条第八項（前項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

17 第十六条第一項とあるのは「消防団員等公務災害補償責任共済契約」と読み替えるものとする。

18 当該年度の十月一日以後に水害予防組合が新たに設置された場合における新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の次の年度の掛け金の支払に対する第四条第二項の規定の適用については、同項中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合設置の日」とする。

7 当該年度の十月一日以後に水害予防組合が新たに設置された場合におけるその区域の全部または一部が当該新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村の組合設置の日の属する年度の次の年度の掛金の支払に対する第四条第一項の規定の適用については、同項(第二号を除く)中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合設置の日」とする。

第二十条 基金又は指定法人との間に消防団員等による公務災害補償責任共済契約を締結している水害予防組合の区域に変更（水害予防組合相互間の区域の変更による変更を除く。第二十三条を除き、以下同じ。）があり、從前水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつてあるのは、「組合廃止の日」とする。

場合を除く。以下同じ。)において、当該水害予防組合が基金又は指定法人のいずれとの間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかつたときは、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、当該水害予防組合が廃止された日(以下「組合廃止の日」という。)前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたものは、当該廃止された水害予防組合の区域に属していた地盤に係る当該組合の基金として総務省会議で定めるところにより算定した額を、当該組合の区域に属する現行の水害予防組合の区域に属する現行の水害予防組合の基金として算定する。

に一部が三井合名銀行組合の区域の一部がかかる場合において、当該市町村のうちに当該水害予防組合の区域に変更があつた日（以下「組合区域変更の日」という。）前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していないかつたものがあるときは、当該水害予防組合は、当該市町村の区域のうち当該水害予防組合の区域の一部となつた地域に係る当該組合区域変更の日の属する年度の掛金として、總務省令で定めるところにより算定した額を、当該組合区域変更の日から起算して一月以内に、当該基金又は指定法人に対し支払わなければならない。

2 廃止の日から起算して一月以内に当該基金は指定法人に対し支払わなければならぬ。水害予防組合が廃止された場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、組合廃止の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結しているかたものが当該組合廃止の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該市町村の当該組合廃止の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかるとみず、当該組合廃止の日を前年度の十月一日とみなしてこれららの規定の例により算定した額（当該廃止された水害予防組合が当該組合廃止の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合は、当該算定した額から当該廃止された水害予防組合の区域に属していた地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

員等公務災害補償責任共済契約を締結していないかつた水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該水害予防組合の当該組合区域変更日の属する年度の掛金の額は、第四条第二項の規定にかかるわらず、当該組合区域変更日の前年度の十月一日とみなして同項の規定の例により算定した額（從前水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該市町村のうちに当該組合区域変更の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたものがあるときは、当該算定した額から当該市町村の区域のうち当該水害予防組合の区域の一部となつた地域に係

3 る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

4
らず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額とする。

当該年度の十月一日以後に水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合における当該市町村の組合区域変更の日の属する年度の次の年度の掛金の支払に対する第四条第一項の規定の適用については、同項（第一号を除く）中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合区域変更の日」とする。

域に変更があつた場合における当該水害予防組合の区分
合の組合区域変更の日の属する年度の次の年度
の掛金の支払に対する第四条第二項の規定の適用
用については、同項中「前年度の十月一日」と
あるのは、「組合区域変更の日」とする。

第二十一条 水害予防組合の区域に変更があり、
水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区
域に属しないこととなつた場合において、当該
水害予防組合が組合区域変更の日前に基金又は
指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災
害補償責任共済契約を締結していないなかつたとき
は、当該水害予防組合の区域に属しないこととな
つた地域が属する市町村（以下「從前水害予
防組合関係市町村」という。）であつて、当該組
合区域変更の日前に基金又は指定法人との間
に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締
結していたものは、当該水害予防組合の区域に属
しないこととなつた地域に係る当該組合区域変
更の日の属する年度の掛金として総務省令で定
めるとところにより算定した額を、当該組合区域

ないこととなつた場合において、従前水害予防組合関係市町村であつて、組合区域変更の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していないかつたものが当該組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該從前水害予防組合関係市町村の当該組合区域変更の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額(当該水害予防組合が当該組合区域変更の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合においては、当該算定した額から当該水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域に係る分として総務省令で定めることにより算定した額を控除したもの)とする。

3 基金又は指定法人のいれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していないかつた水害予防組合の区域に変更があり、水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該水害予防組合の当該組合区域変更の日の属する年度の掛け金の額は、第四条第二項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなして同項の規定の例により算定した額とする。

4 当該年度の十月一日以後において水害予防組合の区域に変更があつた場合における従前水害予防組合関係市町村の組合区域変更の日の属する年度の次の年度の掛け金の支払に対する第四条第一項の規定の適用については、同項(第一号を除く。)中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合区域変更の日」とする。

ら第四項までにおいて「契約締結新設水害予防組合」という。は、総務省令で定めるところにより、その旨を当該市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第四項までにおいて「市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、市町村契約締結団体と契約締結新設水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人（次項から第四項までにおいて「新設水害予防組合契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。市町村契約締結団体は、前項の通知を受けた

組合契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合設置日の属する年度に締結されたものであるとき（当該消防団員等の公務災害補償責任共済契約が、第十八条第二項の規定により当該組合設置日に締結されたものとみなされたときを含む。）は、契約締結市町村の組合設置日の属する年度の掛金の額、組合設置の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該新設水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。
基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた水害予防組合

7 に、廃止関係市町村契約締結団体に移換しなければならない。

前項の規定により組合廃止関係移換金額の移換を受けた廃止関係市町村契約締結団体は、廃止水害予防組合契約締結団体が契約締結廃止水害予防組合に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結廃止関係市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該廃止関係市町村契約締結団体が組合廃止関係移換金額の移換を受けた日（以下この項目において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結廃止関係市町村が支給

は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の区域に変更があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨をその区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた市町村との間に当該組合区域変更の日前に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法上（以下この項から第十二項までにおいて「関係市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、関係市町村契約締結団体と当該水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新規に締結した基金又は指定法人（次項から第十二項までにおいて「新規市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。

ときは、責任準備金のうち当該市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた市町村（次項及び第四項において「契約締結市町村」という。）の区域であつて契約締結新設水害予防組合の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「組合設置関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、新設水害予防組合契約締結団体に移換しなければならない。

合が廃止された場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、組合廃止の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたもの又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したもの（以下この項から第八項までにおいて「契約締結廃止関係市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の廃止があつた旨又は新たに当方負担等公務災害補償責任を負う旨を常じる

すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結廃止関係市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結廃止関係市町村が支給すべきものについて、当該契約締結廃止関係市町村に対して、
その請求に基づき、当該達上大言付組合契約

項までにおいて「従前水害予防組合契約締結団体」といふ者が同一の者であるときは、この限りでない。

関係市町村契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該関係市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた市町村（次項及び第十二項において「契約締結関係市町村」といふ。）の区域であつて従前水害予防組合契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結しておらず又は既に常勤として

換を受けた新設水害予防組合契約締結団体は、市町村契約締結団体が契約締結市町村に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等の公務災害補償で契約締結新設水害予防組合が行なうものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該新設水害予防組合契約締結団体が組合設置関係移換手数料の移換を受けた日（以下この項において「新設日」といふ。）の属する月以後に当該

消防団員等の公務災害に備え、公務災害を経験した旨を当該廃止された水害予防組合との間に消防団員等の公務災害補償責任共済契約を締結していった基金又は指定法人（以下この項から第八項までにおいて「廃止水害予防組合契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、廃止水害予防組合契約締結団体と契約締結廃止關係市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締

8 締結団体に代わって、支払を行わなければならぬ。第五項の通知を受けた廃止水害予防組合契約締結団体は、契約締結廃止関係市町村と廃止関係市町村、契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合廃止の日前に締結されていたものであるとき又は当該組合廃止の日の属する年度に新たに締結されたものである。

沿勢を総合して「いかがわ�新たに総合して」防災組合(次項及び第十二項において「契約締結前水害予防組合」という。)の区域の一部となつた地域に係るものとして、総務省令で定めるところにより算定した金額(次項において「区域変更関係移換金額」という。)を、該該区域を受けた日から起算して一月以内に、從前水害予防組合契約締結団体に移換しなければならない。

6 結した基金又は指定法人（次項から第八項までにおいて「廃止関係市町村契約締結団体」といいう。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

廃止水害予防組合契約締結団体は、前項の通

ときは、契約締結廃止水害予防組合の組合廃止の日の属する年度の掛金の額、組合廃止の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該廃止関係市町村契約締結団体に支

11 前項の規定により区域変更関係移換金額の改
換を受けた従前水害予防組合契約締結団体は
関係市町村契約締結団体が契約締結関係市町村
に対し支払うこととされていた事故に係る逆
防員員等公務災害補償で契約締結従前水害予防

償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて、
移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結新設水害予防組合が支給すべきものについて、当該契約締結新設水害予防組合に対し、その請求に基づき、当該市町村契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

4 第一項の通知を受けた市町村契約締結団体は、契約締結新設水害予防組合と新設水害予防組合

知を受けたときは、責任準備金のうち当該廃止水害予防組合契約団体との間に消防団員賠償契約を締結していた廃止された水害予防組合（次項及び第八項において「契約締結廃止水害予防組合」といふ。）の区域に属していた地域であつて契約締結廃止関係市町村の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「組合廃止関係移換金額」といふ。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に

9 扱わなければならぬい。
水害予防組合の区域に変更があり、従前水害
予防組合の区域に属していなかつた市町村の区
域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の
一部となつた場合において、当該水害予防組合
が組合区域変更の日前に基金若しくは指定法人
との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約
を締結していたときは基金若しくは指定法人
との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共
済契約を締結したときは、当該水害予防組合

組合が行うものに要する経費のうち療養補償金、休業補償及び介護補償に要する経費であつて、該組合前水害予防組合契約締結団体が区域変更閑係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結前水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族扶助金及び葬祭慰労金に要する経費であつて、改換日以後に当該契約締結前水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償金等

に、廃止関係市町村契約締結団体に移換しなければならない。

は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の区域内に変更があつた旨又は新たに消

費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日（前水害予防組合と從前水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合区域変更の日前に締結されていたものであるとき又は当該組合区域変更の日の属する年度に新たに締結されたものであるときは、契約締結関係市町村の組合区域変更の日の属する年度の掛金の額、組合区域変更の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該從前水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。
13 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している組合関係市町村の区域に変更があり、水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、組合区域変更の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた從前水害予防組合関係市町村又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した從前水害予防組合関係市町村（以下この項から第十六項までにおいて「契約締結旨を從前水害予防組合関係市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の区域に変更があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨を当該水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していいる基金又は指定法人（以下この項から第十六項までにおいて「水害予防組合契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

受けたときは、責任準備金のうち当該水害予防組合契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している水害予防組合（次項及び第十六項において「契約締結水害予防組合」という。）の区域に属しないこととなる地域であつて契約締結前水害予防組合関係市町村の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「区域変更関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一ヶ月以内に、従前水害予防組合関係市町村契約締結団体に移換しなければならない。

前項の規定により区域変更関係移換金額の移換を受けた従前水害予防組合関係市町村契約締結団体は、水害予防組合契約締結団体が契約締結水害予防組合に対して支払うこととされた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結前水害予防組合関係市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該従前水害予防組合関係市町村契約締結団体が区域変更関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合については、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給すべきものについて、当該契約締結従前水害予防組合関係市町村に対し、その請求に基づき、当該水害予防組合契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

第十三項の通知を受けた水害予防組合契約締結団体は、契約締結従前水害予防組合関係市町村と従前水害予防組合関係市町村契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合区域変更の日前に締結されていたものであるときは又は当該組合区域変更の日の属する年度に新たに締結されたものであるときは、契約締結水害予防組合の組合区域変更の日の属する年度の掛金の額、組合区域変更の日以後の期間

等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより支払わなければならない。

第二十三条 水害予防組合相互間に、廃置分合があつた場合は又は区域の変更があつた場合における関係水害予防組合の当該廃置分合の日又は区域の変更の日の属する年度及び当該年度の次年度の掛金の額及び支払期限、関係水害予防組合に対する基金又は指定法人の支払並びに基金と指定法人との間又は指定法人相互間における支払については、廃置分合の場合につては第十二条から第十五条まで、区域の変更の場合につては第十二条、第十三条、第十四条第二項及び第十五条第五項から第八項までの規定の例による。

（都等に関する特例）

第二十四条 この政令中市町村に関する規定は、特別区の存する区域については都に、地方自治法第二百八十四条の規定による市町村の組合（以下「市町村組合」という。）については当該市町村組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責任に係るものについては、当該特別区に適用する。

第二十五条 市町村組合に第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「市町村の人口」とあるのは、「市町村組合を組織する市町村の人口を合計して得た数」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市町村組合のうち市町村の消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に関する事務を処理するものに第四条第一項及び第三項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「市町村の非常勤消防団員の条例で定める定員」とあり、及び「市町村の非常勤消防団員の条例定員」とあるのは「市町村組合を組織する市町村の非常勤消防団員の条例定員を合計して得た数」と、「市町村の非常勤消防団員の条例定員」とあるのは「市町村組合を組織する市町村の非常勤消防団員の条例定員を合計して得た数」と読み替えるものとする。

3 市町村が新たに市町村組合を設け、若しくは既に設けた市町村組合を解散し、又は市町村組合を組織する市町村の数の増減があつた場合は（市町村組合を組織する市町村とその他の市町村との間に廃置分合又は境界変更があつた場合

九三

(西行明月)

第一条 この政令は、法施行の日（昭和三十一年十一月二十日）から施行する。
（移換金額の移換を受けた新契約締結団体等が支払を行わなければならないものの特例）

項及び第七項並びに第二十二条第三項、第七項、第十一項及び第五十五項の規定の適用については、第七条第二項中「及び葬祭補償」とあるのは、「葬祭補償及び障害補償年金差額一時金」と、「並びに傷病補償年金」とあるのは、「傷病補償年金」と、「属する月」とあるのは、「属する月。以下この項において同じ。」

部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日と、「各年度の掛け金」とあるのは「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

二号) 附則(昭和五六年四月三日政令第一〇〇)

この政令は、公布の日から施行する。

昭和五十六年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十六年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第二百二号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛け金」とあるのは「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

附 則（昭和五七年四月六日政令第九九号）

法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和五十七年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十六年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

新令別表の規定は、昭和五十七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

昭和五十七年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中

各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「昭和五十七年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第九十九号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛け金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛け金」とあるのは「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

附 則（昭和五八年三月三一日政令第五号）

1 この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用し、同日前に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償については、なお従前の例によつては、なお従前の例による。

3 新令第七条第一項及び第二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度に係る掛け金について適用し、昭和五十七年度までの年度に係る掛け金については、なお従前の例による。

4 昭和五十八年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛け金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「昭和五十八年度の基金に対する掛け金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五八年政令第五十五号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛け金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛け金」とあるのは「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

附 則（昭和五八年三月三一日政令第五五号）

3 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用し、同日前に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償については、なお従前の例による。

昭和五十八年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十七年度までの年度に係る掛金については、なお從前の例による。

組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について 当該年度の四月末日」とあ

るのは、「昭和五十八年度の基金に對する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基
法施行令の一部を改正する政令（昭和五十八年
政令第五十五号）による改正前の消防団員等公
務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項か
ら第三項までの規定による掛け金の額に相当する
部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」
という。）については同年度の四月末日、同年
度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相
当する部分の金額については同年度の十月末日」
と、「各年度の掛け金」とあるのは、「同年度の掛
金の額のうち旧掛け金額」とする。

附則（昭和五九年四月一日政令第八六号）
この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一

附則（昭和六一年三月三一日政令第七五号）

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

3 昭和五十九年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に對度までの年度に係る掛金については、なお從前例による。

する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「昭和五十九年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第八十六号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛け金」とあるのは、「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

附 則（昭和六〇年四月六日政令第九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和六十年度以後の年度に係る掛け金について適用し、昭和五十九年度までの年度に係る掛け金については、なお従前の例による。

昭和六十年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛け金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「昭和六十年度の基金に対する掛け金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第九十七号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛け金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛け金」とあるのは、「同年度の掛け金のうち旧掛け金額」とする。

4 3 2 1
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和六十一年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和六十一年度までの年度に係る掛け金については、なほ從前の一例による。

新令別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なほ從前の例による。

昭和六十一年度に限り、市町村又は水害予防

附 則
(昭和六三年四月一五日政令第一)

2 1
ら第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日と、「各年度の掛け金」とあるのは、「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。
附 則（昭和六〇年四月六日政令第九七）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和六十年度以後の年一度に係る掛け金について適用し、昭和五十九年度までの年度に係る掛け金については、なお従前の組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛け金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「昭和六十一年度の基金に対する掛け金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第七十五号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛け金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日と、「各年度の掛け金」とあるのは、「同年度の掛け金の額のうち旧掛け金額」とする。

3 例による。
昭和六十年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛け金の支払期限については、新令第五条中

【各年度について、当該年度の四月末日】とあ
るのは、昭和六十年度の基金に対する掛金の額
のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法
法施行令（以下「新令」という。）第七条第三
項の規定は、昭和六十三年度以後の年度に係る
掛金について適用し、昭和六十二年度までの年

施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第九十七号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛け金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛け金の額から旧掛け金額を控除した額に相当する

部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛け金額」とする。

任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約（以下「契約」という。）の締結、当該市町村の廃置分合の日又は境界変更の日の属する年度及び当該年度の次の年度の掛金の額及び支払期限並びに廃置分合の日又は境界変更の日の属する年度の当該市町村に対する基金の支払について、なお従前の例による。

第三条 施行日前に市町村の廃置分合があつた場合において、この政令による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「旧令」という。）第八条第一項に規定する新設市町村が施行日以後に前条の規定によりなお従前のこととされる同項の規定により契約を締結したときは、当該契約は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定の適用については、施行日に締結されたものとみなす。

附 則（平成一七年六月一日政令第一九〇号）

について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
附 則（平成一七年六月一日政令第一九五号）
この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
六号

令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用すべき日前に退職した非常勤消防

この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員についての適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

この政令は、平成十九年四月一日から施行す
—号)

改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）等に係る掛金について適用し、平成十八年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

平成十九年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任

任共済等に関する法律第二条第三項に規定する
指定法人に対する市町村の掛金について新令第
六条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の

規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあ

するのと「平成十九年度の基金又は指定法人に対する掛金の額（以下「新掛金額」という。）」の

うち、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成

十九年政令第八十一号)による改正前の第四条

第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、所掛金額は

は、ついでに同年度の四月末日、新掛金額が従前掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金に

ついては同年度の十月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは「新掛金額のうち、同年度の四月末日」と、「当該年度の掛け金の額の」と

あるのは「旧掛金額の」と、「当該年度の十月末日」と、「当該年度の同年度の十月末日」とあるのは「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、同条第二項中の「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一日を経過する日」を算して一日を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一日を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは「新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「初年度支払期日までは、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛け金額のうち、初年度支払期日までは、旧掛け金額」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛け金額から旧掛け金額の」と、新令第十四条第一項中「次の年度の掛け金」とあるのは「新掛け金額のうち、初年度支払期日までは、旧掛け金額」と、「当該年度の掛け金の額から当該」とあるのは「新掛け金額から旧掛け金額の」と、「第六条第一項」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛け金額については同年度の十月末日とする」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛け金額については同年度の十月末日とする」と、「新掛け金額から旧掛け金額の」とあるのは「新掛け金額のうち、次年度支払期日までに、旧掛け金額」と、「当該年度の掛け金の額から当該」とあるのは「新掛け金額から旧掛け金額の」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「同年度の十月末日」と、「当該年度の掛け金の額から当該」とあるのは「新掛け金額から旧掛け金額の」とする。

附則（平成二三年八月一〇日政令第二四号）

二の政令は、公布の日から施行する

この政令は公布の日から施行する。

平成二十三年度に限り、消防団員等公務災害

貰等共済基金又は消防団員等公務災害補償等

惟等之海之全之而海固固其等之全之者之有惟等之

往共済等に関する法律第一二条第三項に規定す

指定法人に対する市町村又は水害予防組合の

金こつへて、改正後の消防団員等公務災害補

等責任共済等に関する法律施行令（以下「新

